

# 安全マニュアル

平成25年7月1日  
在釜山日本国総領事館  
釜山日本人会

## <目次>

### 防犯の手引き

1. 全般	P. 1
2. 防犯の基本的な心構え	P. 1
3. 最近の犯罪発生事例等	P. 2
4. 防犯のための具体的注意事項	P. 2
5. 当地で交通事故対策	P. 5
6. その他注意事項	P. 6
7. テロ対策	P. 7
8. 緊急時の連絡先	P. 8

### 緊急事態対処マニュアル

1. 心構え	P. 11
2. 平素の準備	
(1) 連絡体制の確立・整備	P. 12
(2) 情報収集	P. 18
(3) 一時避難場所・緊急避難場所の確認	P. 18
(4) 携行品等、非常用物資の準備	P. 19
3. 緊急時の行動	
(1) 情報の把握・領事館からの緊急連絡	P. 20
(2) 避難・退避行動等	P. 20
4. その他	
(1) 釜山日本人学校児童・生徒	P. 21
(2) 退避（帰国）後の連絡	P. 21
(3) 「民防衛」について	P. 22
(4) 参考	P. 22
(5) 連絡先	P. 22

別添 1 : 釜山広域市内略図

別添 2 : 緊急事態に備えての備蓄物品チェックリスト

別添 3 : 渡航情報とは

別添 4 : 非常時国民行動要領 (韓国行政安全部発表)

別表 : クレジットカード紛失・盗難時の緊急連絡先一覧 (日本クレジットカード協会 (J C C A) 提供)

## 防犯の手引き

### 1. 全般

当館では、邦人の皆様が遭遇するおそれのある事件・事故等について、関連情報を当地の治安機関等から迅速に入手し、的確に対応する体制を整えております。昨今の当地の治安情勢をみると、全体的には落ち着いており、事件・事故の発生件数は減少傾向にありますが、去る2009年に発生した釜山市内の室内射撃場火災では、邦人旅行者が多数巻き込まれたほか、邦人が在住する大規模な高層アパート火災やホテル火災なども発生しています。

また、稀ではありますが、当地に滞在中の邦人が、殺人・強盗等の凶悪な事件に巻き込まれたケースがあります。交通マナーについても、依然として改善されず、信号無視や横断歩行者の妨害、オートバイの歩道走行などの違法行為や割り込みなどが日常茶飯事であり、いつ何時思わぬ被害に遭遇するか分からない状況にあります。

本手引きは、当館管内（釜山広域市、蔚山広域市、大邱広域市、慶尚南道及び慶尚北道）に在留されている邦人の皆様が旅行者の方々に対して、最近の治安情勢等を紹介するとともに、日常留意していただくべきことなどについて取りまとめたものです。

本手引きの活用により、皆様の安全かつ快適な生活、楽しいご旅行の一助となれば幸いです。

### 2. 防犯の基本的な心構え

#### （1）自分の安全は自分で守る

海外では、犯罪被害、交通事故のいずれにおいても「自分と家族の安全は自分たちが注意して自分たちで防止する」、「用心を怠らない」という心構えが重要です。

#### （2）「住居対策」が最優先

住居は生活の拠点であるばかりでなく安全の拠点でなければなりません。まずもって安全な場所に安全な住居を選択し、快適で安心できる生活を送ることのできる環境作りに努めることが第一です。

#### （3）当地に早く溶け込む

当地の生活習慣について、できるだけ早く正確な知識を得るよう心掛け、また、様々な形で援助の手を差し伸べてくれたり、必要な情報を提供してくれる個人や組織との間で安全のためのネットワークを作ることが必要です。

例えば、当地の「日本人会」に連絡をとることなども有益な情報を入手する早道の一つでしょう。

隣人や地域社会等と上手にかつ楽しくお付き合いをし、良好な人間関係を保つよう心掛けましょう。引越しをした際に、隣人に挨拶することなども効果的です。

#### (4) 保険への加入

万が一の事件・事故の被害に備えて、物損の補償に止まらず、病院での治療費や緊急移送費等も補償されるようなサービス範囲の広い保険に加入しておくことが肝要です。

なお、国民健康保険や社会保険は、海外で受けた医療行為に対しても適用されますが、申請後に還付を受ける形になるため、一時的に高額の自己負担が発生する可能性があります。

### 3. 最近の犯罪発生事例等

当館管内で発生した邦人関連の犯罪被害等の主な事例は、次のとおりです。

- 宿泊先のモーテルで室内物色中の犯人に殺害された事件（2005年11月）
- アパートの入口ドアをバールで壊されたり、ピッキングにより室内に侵入され盗難に遭った事件（2004年7月、2007年10月）
- デパート内で携行旅行トランクの中身を抜き取られた事件（2006年12月）
- 夜間、背後から近づいてきたバイクによるひったくり事案（2009年10月）
- 飲酒による韓国人とのケンカで失明の重傷を負った事案（2008年3月）
- 昏睡強盗、スリ、置き引き被害（多発）
- 規定額以上の現金（米貨1万ドルを超える額）を税関に申告せず、空港や港で外国為替取引法違反容疑により逮捕された事案  
(2008年6月、2009年2月、2011年7月)
- インターネットにより外国から麻薬（含む向精神薬）を注文し、検挙された事案（2010年1月）
- 宿泊先のモーテルで部屋の鍵をかけ忘れ就寝したところ、所持金を盗まれた事案（2011年3月）
- 地下鉄等で移動中、ウエストポーチを刃物のようなもので切られ、パスポート等を盗まれた事案（2011年6月）
- ビルの通路において見知らぬ男から抱きつかれ胸部、臀部等を触られた事案（2012年9月）
- サウナで就寝中に腕に付けていたロッカーの鍵を盗まれ、ロッカーに置いていた旅券、金等を盗まれた事案（2012年10月）

### 4. 防犯のための具体的注意事項

#### (1) 一般的な安全対策

##### (イ) 住居対策

当地では、警備員が常駐しているアパートが多いものの、警備が完璧なものとは言えないので、各自が防犯意識を持つことが重要です。特に、外部からの侵入が容易と思われる低層階及び最上階はなるべく避けた方が無難です。

契約時には、ドア、窓、鍵、監視カメラ、緊急通報装置等に防犯上の問題点がないかを必ずチェックするとともに、その地域での犯罪発生の有無など、治安環境についてもあわせて確認しておきましょう。

主なチェックポイントは、

- ①アパート出入り口等に防犯カメラや警備室等が設置されているか
- ②窓枠があり、かつ頑丈であるか
- ③玄関ドアに覗き窓・カメラ、インターホン、ドアチェーン及び複数の施錠等があるか
- ④隣接する部屋の窓やテラスを通じて侵入されるおそれがないか
- ⑤玄関前の照明設備が整備され、機能しているか

などです。その他、アパート周辺の防犯灯等の照明設備をチェックしておくといいでしょう。また、玄関ドアの鍵は、家主とも相談の上、できれば入居後に新しいものと交換することが望ましいものと思われます。

#### (ロ) 来客への対応

見知らぬ人をむやみに家の中に入れてはいけないことは言うまでもありません。予期せぬ配達、物売り、各種勧誘等には特に留意する必要があります。必ず訪問者、用件等を事前に確認するようにして下さい。その際、まず、インターホンや覗き窓・カメラから相手の様子や挙動を観察し、不審者でないと判断される場合でも、一旦ドアを閉めたまま（あるいはドアチェーンを掛けたまま）で、相手の身分・用件を確認して下さい。安全と判断される場合に限りドアを開けるよう、日頃からの心がけが必要です。

自分だけの対応が不安な時は、そのまま放置し対応しないか、改めて来てもらうぐらいの気持ちの余裕を持つようにしましょう。

#### (ハ) 日常生活上の留意点

##### (a) 3原則

海外で安全な生活を送るためには、①「目立たない」、②「行動を予知されない」、③「用心を怠らない」の三原則を守ることが大切です。

犯人は標的を選ぶとき、その地域で「目立つ人」を狙いがちです。車、服装等注意すべき点は多くありますが、外出の際にはなるべく華美な服装や装飾品は避けるなど当地の一般的な環境に溶け込み、「目立たない」よう心掛けることが肝要です。

また、毎日規則的な行動を取っている人ほど犯人にとって狙いやすい

標的はありません。これは、犯人側が犯罪を行うに当たって計画が立てやすくなるからです。従って、日常の行動をパターン化することはなるべく避けるよう心がけましょう。例えば、通勤や近所のスーパーへの買い物等にあたっては、同じ時間帯・ルートを使わず、日によって変えるなどの用心が外国では不可欠となります。

(b) 電話

電話番号は、必要がなければ電話帳に載せない方がよいでしょう。また、泥棒は電話を掛けることで家人の有無を確認することがよくあります。電話番号を知らせる相手の範囲も限定しておくべきでしょう。更に、電話が掛かってきたら、まず相手に名乗らせてから対応するという習慣を付けた方が良いでしょう。

(二) 子供の安全対策

外出時は、子供を一人きりで出歩かせないよう心掛けるとともに、やむを得ず子供だけで外出させる場合でも、必ず行き先や帰宅予定時間などを予め確認した上、友達などと一緒に複数で外出させるようにしましょう。送迎等は必ず保護者が直接行うよう配慮してください。また、子供を一人きりで留守番させることも避けた方が良いでしょう。子供に防犯ブザーを持たせることも有効です。

(2) 具体的対策

(イ) ホテル等での強盗、窃盗対策

- (a) 部屋の出入り口及び窓の施錠が完全で、外部からの侵入に耐え得るものかどうかを確認すること。在室中は、たとえオートロックであっても内鍵及びドアチェーンを必ず掛けておくこと。
- (b) 部屋の窓が近隣のビルなどに接近していて容易に侵入できる状態がないかを確認し、侵入が容易な状態であれば部屋の交換を要求すること。
- (c) 就寝前には必ず出入り口、ドアチェーン及び窓等の施錠を再確認すること。
- (d) 万が一室内で強盗に遭ったときには、第一に身体に危害を加えられないようにするため、抵抗しないこと。冷静さを保ち、できるだけ相手の身体的特徴及び服装等、犯人を特定することのできる事項を記憶するとともに、逃走方向・手段を確認し、ホテルのフロント、警察に速報すること。
- (e) 多額の現金及び貴重品類は部屋に置かず、ホテルのセーフティー・ボックスに預けること。

(ロ) 強盗及び窃盗対策

- (a) 空港、港、繁華街、観光地等で日本語で巧みに話しかけ、接近して

くる者を軽々に信用しないこと。

(b) 見ず知らずの者が一方的に観光案内を申し出てくるとか、食事に誘ってくる場合などは要注意。

(c) 執拗につきまとう者に対しては、最寄りの警察署(派出所)等に赴き、保護を求めるか、近くの人に助けを求めること。

#### (ハ) 路上犯罪対策

(a) 必要のない多額の現金や小切手は持ち歩かない。

(b) 女性がショルダーバッグを所持する場合には、ただ単に肩から掛けるのではなく、肩から腰にかけて斜め掛け、バッグが体の前面にくるようにして持つこと。

(c) 肩に掛けているバッグやカメラをオートバイや車に乗った者にひつたられるケースがあるため、道を歩く際には車道寄りを避けるとともに手荷物は車道側の手に持たないようにすること。

(d) 深夜帯及び泥酔しての一人歩きは避けること。また、やむを得ず深夜に帰宅する際は、後を付けてくる者がいないか十分注意すること。

(e) 防犯ブザーの携帯も有効。

#### (二) 置き引き対策

空港や駅、ホテルのロビーやレストラン、銀行の窓口などでは、手荷物は一瞬たりとも体から離さないこと。また、椅子、床、車両のダッシュボードの上や助手席などに置いたままにしないこと。やむを得ず床などに置かなければならない場合には足に挟んで置くと良い。

#### (ホ) その他

当地では、通称「ポッター」と呼ばれる行商人が、日本などから免税品を

はじめとする酒・タバコ類、食料品などを大量に韓国内に持ち込むケースが未だに見られます。例えば、個人の免税範囲を超えた品物を韓国内に持ち込むことを企て、「食事をご馳走するから」などと言って近づいて来て、「荷物の一部を携帯品として持って出国してもらいたい」と依頼してくる者がいます。しかし、仮にこの中に禁制品等が紛れていた場合には言い訳はできませんので、見ず知らずの他人の荷物を預かって持ち込んだり、持ち出したりすることは絶対にしないで下さい。

## 5. 当地での交通事故対策

### (1) 歩行時の注意

道路を歩行中の安全には特に注意が必要です。信号無視、見切り発進等が非常に多く見受けられます。特に信号を無視する車両が大変多いため、歩行者用信号が青になっても、必ず左右から車が来ていないか確認してか

ら横断して下さい。また、韓国では殆どの信号機において、赤信号であっても車両は右折できるようになっていますので、突然右折してくる車両にも注意して横断歩道を横断して下さい。当然のことながら、横断歩道以外の場所での横断は大変危険ですので絶対にしないで下さい。

また、当地ではオートバイが歩道や横断歩道を走行するケースが多く見られますので注意が必要です。

#### (2) バス・タクシーに乗る場合の注意

当地においては、日本と比べると乗合いバスやタクシーの運転が乱暴ですので、バス等に乗車中や乗降時には急発進・急停車等による転倒事故に注意して下さい。また、バス等から降りる時は、後方から車やオートバイが進行して来ないか安全確認を行ってください。

#### (3) 自動車運転時の注意

自動車を運転する場合には、様々な危険性を念頭において運転することが大切です。特に、方向指示器を出さずに突然の進路変更や割り込み、信号無視などが多く見られますので、事故に遭わないよう十分な車間距離を取るな

どの「防衛運転」が必要です。また、無理な横断や不法な横断をする歩行者がいる場合もあり、特に、住宅街では注意が必要です。自分に都合よく予測して運転する、所謂「だろー運転」は当地においては禁物です。

#### (4) 交通事故に遭遇した場合

日本にいる場合と同様、できるだけ速やかに警察に通報して下さい。車両の運転に際しては、予め任意保険へ加入されことをお勧めします。

#### (5) 邦人の交通事故事例

当館管内において、邦人が飲酒の上、自分で車を運転して自宅に帰る途中、車が道路側溝に落ち、脳内出血・骨折等の重傷を負い、意識不明の状態となった事案（2008年3月）や、道路を歩行中又は横断中に、車に轢かれて死亡する事故（2009年3月、11月）、旅行中の邦人がタクシーに乗車中事故に遭い、負傷する事例（2010年12月、2011年10月）、また、観光マイクロバスが運転手のハンドル操作ミスにより転倒、邦人8名が負傷した事案（2011年9月）も報告されています。

## 6. その他注意事項

### (1) 健康に関する注意

当地訪問中の日本人旅行者が、心筋梗塞、急性呼吸不全等で急死する事案が多数発生しています。常日頃から健康管理に留意することは勿論ですが、万が一に備えての保険への加入、親族等への連絡方法等について予め十分検討しておく必要があります。



## (2) デモの発生に対する注意

2007年、韓国において、米国産牛肉の輸入再開への反対に端を発する大規模デモが数か月間続きました。デモ参加者は最大数万人規模にも達し、警察との衝突事案や負傷者が出る事態も発生しました。

2008年、日本の中学校社会科の新学習指導要領解説書への竹島関連記述の記載に反対し、ソウルの日本大使館や当館に対して連日激しいデモが行われました。

2012年には、領土問題等が韓国のマスコミに大きく取り上げられた際には、ソウルの日本大使館や当館に対するデモが連日のように発生しました。

このようなデモの現場に遭遇した場合は、決して近づくことなく、速やかに現場付近から離れるとともに、言動にも十分留意して下さい。

## (3) 鳥・新型インフルエンザ

2009年4月、メキシコ・米国で確認された新型インフルエンザ〔A(H1N1)〕は、韓国内においても広く流行しました。インフルエンザの流行時には手洗いやうがいの励行、人混みを避ける、マスクの着用等の予防措置を講じるとともに、医療機関や予防接種等に関する情報の収集に努め、感染が疑われる場合には速やかに医療機関を受診するようにして下さい。

なお、当館ホームページにおいても〔新型インフルエンザ関連情報〕〔鳥インフルエンザ関連情報〕を掲載しています。

## 7. テロ対策

### (1) 情勢

いわゆるテロ事件は、現在のところ当地では発生していません。

しかしながら、当地においてもテロのターゲットとなる可能性のある韓・米軍施設、海空港などの大きなターミナルがあることから、国際情勢等にかんがみて韓国治安当局が警戒態勢を強化しています。

なお、韓国軍、米軍等の軍事施設の写真撮影は禁止されていますのでご注意ください。

### (2) 対策

(イ) 邦人の皆様におかれましても、平素より次の点に留意しておく必要があります。

(a) 最新の関連情報の入手に努め、テロの標的となる可能性がある施設等の危険な場所にはできる限り近づかない。

(b) 大勢の人が集まる場所では、周囲の状況に注意を払う。

(c) 小包等の荷物類が届いた場合、見知らぬ差出人からの場合には特に注意し、その形状、重さ、臭いなどに疑義がある時は、警察に連絡す

る。

- (d) テロを予告するような疑わしい電話，情報を受けた時は，速やかに警察に連絡する。
- (ロ) 不測の事件が発生した場合，早期の支援，被害の拡大防止のために，当館では直ちに在留邦人の方々，旅行者の方々の安否確認を実施します。知人の方，職場，家族等に行き先や帰宅予定等を前もって知らせておくなど，日頃より所在が確認できる方法を確保するよう努めて下さい。

## 8. 緊急時の連絡先

- (1) 警察（日本の110番に相当）：112番（無料）
- (2) 火災及び救急車（日本の119番に相当）：119番（無料）
- (3) 在釜山日本国総領事館

釜山広域市東区古館路18

電話：051-465-5101～6（代表）

※執務時間外（平日の午後6時から翌日の午前9時30分及び休館日）には、電話は緊急連絡センターにつながりますので、ご用件をお話し下さい。同センターで受けたご用件は同センターから当館に連絡され、当館が所定の対応を行います。）

FAX：051-464-1630

ホームページ：

[http://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/jhtm/index\\_j.html](http://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/jhtm/index_j.html)

- (4) 釜山日本人会（事務局）

釜山広域市中区中央大路21 釜山MANSION BLD305号

電話：051-246-3328

FAX：051-246-3329

- (5) 医療機関

「各地区医療機関案内」（釜山日本人会作成）を参照して下さい。

## 各地区医療機関案内

### 1. 日本語が使える病院

釜山日本人会

地区	病院名	専門分野	所在地	電話番号
釜山	해동병원	総合病院	釜山広域市影島区太宗路 133	(051)413-7515 【日本人専用】
	해운대백병원	総合病院	" 海雲台区海雲路 875	(051)797-0564 【国際医療センター】
	부민병원	整形外科 内科専門総合病院	" 北区萬徳大路 59	(051)330-3000
	김경식내과	内科	" 東区中央大路 227	(051)468-4735
	고요의원 (金龍治)	内科	" 水営区虎岩路 6	(051)753-2477
	권경자산부인과의원	産婦人科	" 北区白楊大路 1204	(051)335-3355~6
	좋은문화병원	産婦人科	" 東区凡一路 119	(051)644-2002
	대동병원 (李均友)	小児科	" 東萊区忠烈大路 187	(051)554-1233
	박소아청소년과의원	小児科	" 東区草梁上路 92	(051)468-0362
	부산예치과의원	歯科	" 海雲台区海雲台路 409	(010)5205-5510 【日本人専用】
	DENTAPIA 치과의원	歯科	" 釜山鎮区凡一路 133	(051)819-3000
	구치과의원	歯科	" 中区大庁路 101	(051)463-7657~8
	동경치과의원	歯科	" 蓮堤区総合運動路 7	(051)506-0066
	배현주치과의원	歯科	" 水営区瓜亭路 67	(051)757-1022
	장동수치과의원	歯科	" 東萊区忠烈大路 238 番 7	(051)555-1249
	김봉희이비인후과의원	耳鼻咽喉科	" 中区光復中央路 35	(051)245-0521
	강동숙이비인후과	耳鼻咽喉科	" 中区大庁路 105	(051)464-6111
	성모안과의원	眼科	" 海雲台区海雲台路 409-1	(051)742-8675
	ABC 안과의원	眼科	" 釜山鎮区伽耶大路 769	(051)816-7582
	다미안김양제피부과의원	皮膚科	" 釜山鎮区中央大路 698	(051)805-1004
	나래정형외과	整形外科	" 海雲台区海雲台路 774 番 11	(051)701-5151
	쉬즈성형외과	整形外科	" 中区中央大路 2	(051)678-4216
	사랑의외과	痔疾	" 水営区水営路 535	(051)756-4488
미도약국	薬屋	" 中区中央大路 81 番 8	(051)469-9693	
달맞이한방의원	漢方病院	" 海雲台区달맞이길 17 番	(051)746-7711	
大邱	대구의료관광충합안내센터	総合病院	大邱広域市中区国際報償路 611	(070)7006-1161~3
	啓明大学校東山医療院	総合病院	" 中区達城路 56	(053)250-7993

				【国際医療センター】
	경북대학교병원	総合病院	” 中区 동덕路 130	(053) 200-5114
	대구과티마병원	総合病院	” 東区 아양路 99	(053) 940-7114
慶州	꽃마을경주한방병원	漢方病院	慶州市 鮑石路 924	(054) 775-6600
馬山	김형규내과의원	内科	昌原市 馬山合浦区 仏宗距離路 11	(055) 246-4720

※上記以外の日本語が話せる医者のある病院をご存じでしたら、当会事務局にご連絡願います。

## 2. 主な総合病院

地区	病院名	所在地	電話番号
釜山	釜山大学校医科大学付属病院 (부산대학병원)	釜山広域市西区九徳路 179	(051) 254-0171
	東亜大学校医科大学付属病院 (동아대학병원)	” 西区大新公園路 26	(051) 240-2000
	메리놀병원	” 中区中区路 121	(051) 465-8801
	釜山聖母病院 (부산성모병원)	” 南区龍湖路 232 番道 25-14	(051) 9337-114
	水営韓瑞病院 (수영한서병원)	” 水営区水営路 615	(051) 756-0081
	좋은강안병원	” 水営区水営路 493	(051) 625-0900
	浸礼病院 (침례병원)	” 金井区金丹路 200	(051) 580-2000
昌原	釜山白病院 (부산백병원)	” 釜山鎮区福祉路 75	(051) 894-3421~9
	第一病院 (제일병원)	昌原市 馬山合浦区 中央洞 3-5 大路 238	(055) 223-9000
	三星昌原病院 (삼성창원병원)	” 馬山会原区八龍路 158	(055) 290-6000
	昌原産災病院 (창원산재병원)	” 城山区昌原大路 721	(055) 282-5111
浦項	浦項聖母病院 (포항성모병원)	浦項市 南区大岑路道 17	(054) 272-0151
龜尾	順天卿病院 (순천향병원)	龜尾市 1 工団路 179	(054) 468-9114
大邱	嶺南大学校医療院 (영남대학의료원)	大邱広域市 南区顯忠路 170	(053) 623-8000
	啓明大学校東山医療院 (동산의료원)	” 中区達城路 56	(053) 250-7114

救急車の呼出：119番

## 3. 保険

釜山	LIG 손해보험(김낙건)	損害保険 (日本語可)	釜山広域市蓮堤区盤松路 33	010-3873-0187 (051) 852-4441
	MetLife(孫東熙)	生命保険 (日本語可)	釜山広域市釜山鎮区凡一路 181	010-29867-3392 (051) 637-0037

## 4. 動物病院

釜山	마린시티동물병원	獸医科 (日本語可)	釜山広域市海雲台区 MARINE CITY 3 路 23 ( e-orange PLAZA 342-344)	(051) 747-7407
----	----------	------------	--	----------------

## 緊急事態対処マニュアル

緊急事態発生時、在釜山日本国総領事館（以下、「領事館」と言う。）及び釜山日本人会（以下、「日本人会」と言う。）では全力で対応にあたりますが、まずは各自が責任をもって自己の安全対策に努めることが重要です。仮に緊急事態に遭遇してしまった場合、的確かつ迅速に対応できるよう、心構え、平素からの準備、緊急時の行動等について諸点をマニュアルとしてとりまとめましたので、ご参考にいただき、緊急時には冷静に対応できるよう心掛けていただければ幸いです。

### 1. 心構え

- (1) 緊急事態はいつ発生するかわかりません。緊急事態に備え、携行品等の準備をしておくとともに、家族や社内等で緊急時の連絡方法や対応要領等について予め話し合っておくことが重要です。また、日頃より家族その他関係先に対して自分の所在地を連絡しておくよう心掛けることはもとより、領事館に対する在留届の提出、住所・連絡先の変更又は帰国の届出の励行に心がけてください。（詳細2. (1) (イ) 参照）。

緊急事態発生時の所在確認は、行方不明者の安否確認を行う上でも重要な作業となりますので皆様の協力をよろしくお願いいたします。

- (2) 緊急事態発生時の危険が高まった際には、早期に国外へ退避することが最良の安全対策です。このためにもパスポートの有効期限を確認しておくと共に、その所在を常に把握しておき、いざという時には直に持ち出せるようにして下さい。
- (3) 緊急事態の発生又は発生するおそれがある場合、領事館は、邦人保護に全力を期すための情報収集、情勢判断及び対策の策定を行い、領事館HPに掲載するとともにメール緊急一斉通報システム（在留届時に送信先メールアドレスを申請された方のみ）、日本人会緊急連絡網等を通じ随時皆様に連絡します。平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれないように心がけてください。また、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じ、情報収集に最大限努めて下さい。
- (4) 緊急事態発生に際しては、お互いに助け合って対処することが重要です。領事館や日本人会から在留邦人の皆様に対し、種々の協力をお願いすることもありますので宜しくお願いします。

## 2. 平素の準備

### (1) 連絡体制の確立・整備

#### (イ) 在留届

外国に住所もしくは居所を定めて3か月以上滞在する邦人の方は、旅券法第16条により、その地域を管轄する日本大使館または総領事館に届け出ることが義務付けられています。在留届が提出されていない場合は、大使館や総領事館ではその邦人の方が海外に滞在している事実を認知することができず、万一の場合、その方の安否確認等の各種連絡を行うことができません。是非とも在留届の励行をお願いいたします。なお、緊急事態発生時には緊急連絡をメール緊急一斉通報システムでも送信しますので、可能な限りメールアドレスを申告して下さい。

また、帰国時や連絡先や住所の変更時等の際にも必ずご一報下さい。

在留届は、「在留届」用紙に所要事項をご記入いただいた上、領事館に直接お持ちいただくか（領事館にも用紙は備えてあります。）、郵送、FAX（051-442-1622）等で送付してください（下記ご参照）（※FAXされる際は電話でその旨お伝えください）。

また、外務省HP（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>）からオンラインで届出（在留届電子届出システム（ORRネット））いただくことも可能です。

#### (ロ) 帰国届・住所等変更届

在留届を提出した後、

○日本への帰国（休暇等一時帰国を除く。）

○韓国国内での引っ越し等による住所変更

○電話番号等連絡先の変更や家族構成の異動など  
在留届記載事項に変更が生じた場合

は、「帰国届・住所等変更届」に所要事項を記入した上で、領事館に直接お持ちいただくか、郵送、FAX等で領事館宛に送付してください。（オンラインで在留届を出された方はオンラインでの帰国・変更届の提出ができます。）また、他に方法がない場合は、領事館に電話で連絡いただければ受け付けることも可能です。

#### 【「在留届」・「帰国届・住所等変更届」の送付先】

（郵送での宛先）釜山広域市東区古館路18

在釜山日本国総領事館領事部

〒601-836

（電話番号）051-465-5101（代表）

（FAX番号）051-442-1622（領事部）

(在留届用紙)

(別記第14号様式) 在外公館  
在留届 受付日付

氏名	ローマ字 (姓) (名)	(Surname) (Given name)	生年月日 西暦 年 月 日生
漢字	(姓)	(名)	(*) 1.男 2.女 1.長期滞在 2.永住
本籍			
(職)業	1. 民間企業関係者 2. 報道関係者 3. 自由業及び専門的職業関係者 4. 留学生・研究者・教師 5. 政府関係機関職員 6. その他		
旅券	旅券番号	発行年月日 西暦 年 月 日	有効期間満了日 西暦 年 月 日
到着日	西暦 年 月 日	滞在予定	西暦 年 月 頃まで
在留地の住所又は居所	住所又は居所		
TEL	TEL		
Fax	FAX		
Email	Email		
在留地の緊急連絡先 (注意事項5参照)	氏名又は会社等所属先名		本人との関係
住所	住所		
TEL	TEL		
FAX	FAX		
Email	Email		
日本国内の連絡先	氏名		本人との関係
住所	住所		
TEL	TEL		
日本国内の所属先	会社等所属先名		
TEL	TEL		

同居家族 (注意事項6参照)

続柄	氏名	ローマ字 (姓) (名)	(Surname) (Given name)	生年月日 西暦 年 月 日生
	漢字	(姓)	(名)	(*) 1.男 2.女 1.長期滞在 2.永住
旅券	旅券番号	発行年月日 西暦 年 月 日	有効期間満了日 西暦 年 月 日	
到着日	西暦 年 月 日	滞在予定	西暦 年 月 頃まで	
続柄	氏名	ローマ字 (姓) (名)	(Surname) (Given name)	生年月日 西暦 年 月 日生
	漢字	(姓)	(名)	(*) 1.男 2.女 1.長期滞在 2.永住
旅券	旅券番号	発行年月日 西暦 年 月 日	有効期間満了日 西暦 年 月 日	
到着日	西暦 年 月 日	滞在予定	西暦 年 月 頃まで	
続柄	氏名	ローマ字 (姓) (名)	(Surname) (Given name)	生年月日 西暦 年 月 日生
	漢字	(姓)	(名)	(*) 1.男 2.女 1.長期滞在 2.永住
旅券	旅券番号	発行年月日 西暦 年 月 日	有効期間満了日 西暦 年 月 日	
到着日	西暦 年 月 日	滞在予定	西暦 年 月 頃まで	

用紙の大きさはA4

上記のとおり届出ます。

在 大使 総領事 殿 届出人署名

注意事項

1. 外国に住所又は居所を定めて3月以上滞在する予定の方は、旅券法第16条の規定により在留届の届出義務がありますので、到着後遅滞なく、滞在する国又は地域の日本国大使館又は総領事館(以下「在外公館」という。)の窓口にてこの在留届を届け出て下さい(なお、届け出るべき在外公館が不明の場合等には、最寄りの在外公館に照会して下さい。また、届出は郵送又はFAXによって行っても差し支えありません。)
2. この届出は、緊急事態等の発生の場合に在外公館からの連絡や保護を受けるのに必要です。
3. 住所、居所、その他の届出事項に変更が生じたとき又は在留地を去る(一時的な旅行を除く。)ときは、必ずその旨を届け出て下さい。
4. ローマ字による氏名表記は、旅券に記載されているとおりに記入して下さい。
5. 漢字による氏名は、戸籍に記載されているとおりの氏名を記入して下さい。国際結婚により氏を変更した方は、旧姓も併せて記入して下さい。
6. 企業又は何らかの組織に所属している場合には、「在留地の緊急連絡先」の欄には、所属している企業又は組織の連絡先を記入して下さい。なお、右企業等に夜間又は休日等連絡ができない場合は、友人、家主等連絡可能な方としても差し支えありません(ただし、この場合には、企業又は組織名と電話番号を括弧書きで併記して下さい)。
7. 同居家族のうちで、「本籍」、「日本国内の連絡先」が異なる方又は職業を別に有している方がいる場合には、この在留届はできるだけ各人毎に提出して下さい。また、同居家族が書き切れないときは、裏面の「在外公館記載欄」を適宜利用して下さい。
8. 「\*」印の箇所は、該当事項を○で囲んで下さい。

(帰国届・住所等変更届用紙)

帰国届	住所等変更届
氏名 (漢字) (ローマ字) 生年月日 19 年 月 日	氏名 (漢字) (ローマ字) 生年月日 19 年 月 日
韓国内住所	旧住所
(以下、該当する方に○を付けて下さい) 家族全員帰国 一部帰国：残留者名	新住所
帰国年月日 年 月 日	新電話番号
帰国後の連絡先(差し支えなければ)	FAX番号
電話番号(差し支えなければ)	携帯電話番号
上記のとおりお知らせします。 年 月 日	移転年月日 年 月 日
署名	その他変更事項
	上記のとおりお知らせします。 年 月 日
	署名



(ハ) 日本人会緊急連絡網

日本人会所属会員の方は、日本人会事務局にて日本人会緊急連絡網を管理・更新していますので、記載事項に誤りや変更があった際には日本人会事務局（TEL：051-246-3328 FAX：051-246-3329）にご連絡ください。

また、日本人会所属会員の方は、緊急連絡網に基づく緊急連絡は誰から来て誰に繋ぐのかを平素から確認しておくとともに、連絡網一覧表を携帯する等情報伝達が滞りなく行われるよう心がけてください。

なお、日本人会事務局ではSMS会員の方には上記連絡網の他に携帯電話の文字メッセージ（SMS）でも緊急連絡をお送りします。登録を希望される方、携帯電話番号に変更があった方には、「文字メッセージ（SMS）送信新規・変更・中止届」をご記入の上、日本人会事務局（FAX：051-246-3329）までFAXで送信して下さい。

(二) FAX一斉同報システム

領事館では、FAX一斉同報システムを活用し、日本人会に加入されている法人会員企業や、在留届を提出した邦人で希望される方等に対して、緊急連絡をFAXで送信します。登録を希望される方、FAX番号に変更があった方には、「領事館FAX一斉送信新規・変更・中止届」をご記入の上、領事館（FAX：051-442-1622）までFAXで送信して下さい。

(ホ) その他

日本人会に加入されていない方で何らかの団体に加入・関連されている方は、団体の本部を通じて緊急連絡等を行うことを検討中ですので、団体の名簿、本部の所在地及び連絡先等を領事館に一報ください。

(文字メッセージ (SMS) 送信新規・変更・中止届)

日本人会事務局 (FAX番号 : 051-246-3329) 宛

文字メッセージ (SMS) 送信

新規・変更・中止届

届出日 : 201 年 月 日

1. 区分            法人会員 ・ 個人
2. 情報提供を希望する会員氏名、電話番号

氏名 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

※家族会員への情報提供を希望する場合には該当者の氏名、電話番号も記載願います。

氏名 : \_\_\_\_\_ 電話番号 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_ 電話番号 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_ 電話番号 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_ 電話番号 : \_\_\_\_\_

(以下、変更の場合のみ記入)

3. 旧電話番号 \_\_\_\_\_

4. 新電話番号 \_\_\_\_\_

(領事館FAX一斉送信新規・変更・中止届)

領事館領事部 (FAX番号: 051-442-1622) 宛

領事館FAX一斉送信  
新規・変更・中止届

届出日: 20 年 月 日

1. 区分 企業 (日本人会法人会員) ・ 企業 (日本人会非法人会員) ・ 個人

企業等の場合: 企業(団体)名 \_\_\_\_\_

個人の場合: 在留届を 提出済 ・ 未提出 (直ちに提出願います)

2. 送信者

氏名・電話番号 氏名: \_\_\_\_\_ 電話番号: \_\_\_\_\_

会社FAX番号

代表者等の自宅FAX番号

3. 旧FAX番号 (昼間) \_\_\_\_\_ (夜間) \_\_\_\_\_  
(変更の場合のみ記入)

4. 新FAX番号 (昼間) \_\_\_\_\_ (夜間) \_\_\_\_\_

5. 夜間等の受信者氏名・役職 \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

○該当する箇所に○印を付し、所要事項をご記入の上、領事館領事部へ送信願います。  
○企業等団体に所属されている方は、極力、企業(団体)単位での登録をお願い致します。

(2) 情報収集

平素からテレビ・インターネット等を通じて、最新治安情勢を入手するよう心がけて下さい。また、領事館及び日本人会では、以下の連絡手段を活用して各種情報を提供していますので、是非ご利用ください。

(イ) 外務省、大使館、領事館及び日本人会ホームページ

外務省海外安全HP：[\(http://www.anzen.mofa.go.jp/\)](http://www.anzen.mofa.go.jp/)

大使館HP：<http://www.kr.emb-japan.go.jp/people/index.htm>

領事館HP：[http://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/jhtm/index\\_j.htm](http://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/jhtm/index_j.htm)

日本人会HP：<http://www.pusanjc82.com/pja/>

(ロ) その他

緊急事態が発生時、NHKワールドラジオ日本も連絡手段の一つとして活用する予定です。平素から周波数、放送概要等は常に更新されますので、受信方法について確認しておいて下さい。

NHKワールドラジオ日本ホームページ

<http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/top/index.html>

NHKワールドラジオ日本 放送周波数表（日本語短波放送）

アジア大陸 2013年3月31日～2013年10月27日

放送時刻（日本時間）	周波数（kHz）
06：00～09：00	11910
11：00～14：00	15195
16：00～17：00	11710（極東ロシア向け）
17：00～02：00	9750

(3) 一時避難場所・緊急避難場所の確認

緊急事態発生時には、状況に応じて、領事館や日本人会より緊急避難場所への集合を連絡することがあります。安全が確保されているという前提の下、まずは、ご自宅において情報収集に努めて下さい。

なお、緊急事態に巻き込まれそうになった場合の取りあえぬ避難場所については、各自、各家庭毎に常日頃から検討しておいて下さい。自分がどの場所（勤務先、通勤途上、自宅等）で、どのような事態に巻き込まれる可能性があるか、いくつかのケースを想定してそれぞれのケースでの避難場所等を、予め検討しておいて下さい。（別添1：釜山市内略図）

避難場所としては、釜山地区では、領事館（東区古館路）、総領事公邸（水営区水営路）、釜山日本人学校（水営区民楽路）等があります。

その他の地区については、韓国指定の退避所（国家災難情報センターHP

[http://www.safekorea.go.kr/dmtd/contents/civil/est/EmgnEquipList.jsp?q\\_menuid=M\\_NST\\_SVC\\_03\\_04\\_01](http://www.safekorea.go.kr/dmtd/contents/civil/est/EmgnEquipList.jsp?q_menuid=M_NST_SVC_03_04_01)) を参照してください。

(注) 韓国指定の待避所には次の標示があります。



(4) 携行品等、非常用物資の準備

(イ) パスポート・現金等

パスポート、外国人登録証、現金等、最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう予めまとめて準備しておくとい良いでしょう。

緊急時には、パスポート、外国人登録証は身分を証明するものとして、出国等のため不可欠です。現金は、航空運賃相当額、当座生活できる程度のウォン貨の他、小額紙幣を含むある程度の円、ドルを用意しておくのが良いでしょう。

(ロ) 自宅待機用備蓄物品

緊急事態発生時において情勢が不明な場合には、安易に移動するより自宅待機の方が良い場合があります。そのため、以下の避難・退避用携行品とともに、自宅待機用として非常用食料、飲料水、医薬品、燃料等を十分（最低10日分程度）備蓄しておくことをおすすめします。

(ハ) 避難・退避用携行品

突発的な緊急事態発生時は、安全な場所に避難・退避するための輸送手段が限られたり、徒歩で移動する必要が生じたりしますので、避難・退避用携行品の準備が必要（最低3日分程度）です。携行品は、直ちに持ち出せるよう予めまとめて保管（リュックサックに入れておく等）しておくとい良いでしょう。

(ニ) 電池式（発電式）短波・FMラジオ

緊急事態発生時、領事館より連絡網等を通じて情報提供するとともに、必要な連絡を行います。電力及び電話が使用できなくなる場合が想定され、NHK国際放送等により必要な連絡を行うことがありますので、電池式（発電式）短波、海外FM放送も受信可能なラジオ（予備電池の準備もお忘れなく）を準備しておくことをおすすめします。

(別添2：緊急事態に備えての備蓄物品チェックリスト)

### 3. 緊急時の行動

#### (1) 情勢の把握・領事館からの緊急連絡

(イ) 緊急事態発生時、まずは、国内、海外のテレビ・ラジオなどから最新情報の収集に努め、極力、危険な場所に近づかないよう心がけて下さい。

(ロ) 領事館からは、治安状況等に応じて4種類の「渡航情報（危険情報）」が発出されます。（別添3：渡航情報とは）

(ハ) 状況により、自宅待機や避難・退避のための集合場所・時間等が連絡される場合もあります。なお、これらの連絡は、法的拘束力を持たないため、最終的には邦人の皆様各自の責任において行動されることとなりますが、可能な限りこれらの連絡を踏まえて行動していただくようお願い致します。

(ニ) 各種情報の入手、領事館、日本人会から皆様への主な連絡手段は以下のとおりです。

○外務省海外安全HP、大使館HP、及び領事館HP及び日本人会のHP

○メール緊急一斉通報システム（領事館）

○FAX一斉同報（領事館）

○日本人会緊急連絡網

○日本人会文字メッセージ（SMS）送信

○NHK衛星放送及びラジオ等

○その他：韓国の放送、米軍放送、インターネット等

(ホ) 過去の例から見ると、緊急事態が発生した際、領事館には各種照会が殺到し、電話が通じにくくなる状況になることが懸念されます。

電話回線を確保する観点から、日本人会会員の皆様は可能な限り日本人会連絡網にある各グループ取りまとめ通報者を通じて、また何らかの団体・組織に所属している方は、同団体・組織を領事館に届け出て頂いた上で、同団体組織を通じてお問い合わせください。

#### (2) 避難・退避行動等

領事館から発出される危険情報等に格別の留意をお願いします。各危険情報における邦人の皆様の対応の目安は以下のとおりです（外務省海外安全HP（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）や別添3参照）。

(イ) 「渡航の是非を検討して下さい。」「渡航の延期をおすすめします。」

この段階では、個人、派遣先企業等の独自の判断により、日本への退避（帰国）等が行われることとなりますが、少なくとも、高齢者、婦女子、病弱者等は早めに退避（帰国）されるのが良いでしょう。

利用する輸送手段は、主に定期航空便、定期船便になります。

(ロ) 「退避を勧告します。渡航は延期してください。」

定期航空便等が欠航又は十分な座席の確保ができない場合、領事館、日本人会

では邦人の皆様の退避のために、必要に応じて、その他の輸送手段（チャーター便等）を確保すべく努力します（これらの利用にあたっては、通常、片道エコノミー正規料金の支払いが必要になります。所定の手続きを行えば後払いが可能です）。

なお、退避を必要とし、航空機の離発着が可能な場合、空港等には可能な限り領事館員が派遣され、邦人の皆様の円滑な出国に対する支援を行います。退避が勧告されれば、空港等が閉鎖される状況になる前に、できるだけ多くの大勢の邦人の方々が退避されることが重要です。

#### （ハ）空港・港湾閉鎖の場合

緊急事態が発生又は目前に迫り、空港・港湾が閉鎖され、航空機、船による退避が不可能な状態になった場合には、次のいずれかの対応になるものと想定されます。

##### （a）自宅待機

次のような場合に自宅待機することとなります。特に、戒厳令（外出禁止）が敷かれた場合は、自宅待機して状況の推移を見守ります。

○外出（集合場所への移動等を含む）が危険と判断される期間

○安全地域への移動方法等が確定するまでの期間

##### （b）安全地域への避難

安全地域へ避難する方法については、安全性、輸送容量を総合的に判断し確定することになります。確定された時点で領事館から集合場所、時間、注意事項等を領事館HPに掲載するとともに、メール一斉送信等を使用して連絡しますので、常に領事館との上記通信手段を確保しておいてください。

なお、自力避難として、他に手段がなくなった場合、集団を形成して自力（車両等による集団車列又は徒歩）避難せざるを得ない場合もあります。

##### （c）留意事項

○集合場所までは自力で集合していただく必要があるものと見込まれます。なお、退避方法については、状況に応じ、その都度、お知らせします。

○パスポート、外国人登録証及び退避用携行品は必ず携行して下さい。

○集合場所へは可能な限り領事館員を派遣するようにしますので、現地ではその指示、誘導に従って下さい。

## 4. その他

### （1）釜山日本人学校児童・生徒

緊急事態発生時、帰宅、休校等の措置がとられることとなります。

### （2）退避（帰国）後の連絡

帰国された旨連絡がないと、領事館では当該帰国された方の安否確認に時

間を取られ、場合によっては、行方不明として扱われることになるほか、実際に当地に残っている方々の安否確認に遅れを生じることにもなりかねません。

(3) 「民防衛」について

韓国においては、定期的に「民防衛」と呼ばれる訓練が行われています。

訓練は、全国規模で4月に地震に備えた訓練、8月・10月に定期退避訓練が行われる他、各地域別に計画される訓練も行われる予定です。

(15日が土曜日の場合は前日の金曜日、公休日や日曜日の場合は翌日に実施されます。)

(4) 参考

韓国の行政自治部が韓国人向けにインターネットで公表している「戦時国民行動要領」の簡約版をご参考までに掲載します。(別添4：韓国行政自治部が作成した戦時国民行動要領)

(5) 連絡先

(イ) 在釜山日本国総領事館

釜山広域市東区古館路18

電話：051-465-5101～6 (休日・夜間も連絡可能)

FAX：051-464-1630

HP：[http://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/jhtm/index\\_j.htm](http://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/jhtm/index_j.htm)

(ロ) 在釜山日本国総領事公邸

釜山広域市水営区水営路475番キル40-15

(ハ) 釜山日本人学校

釜山広域市水営区民楽路19番キル11

電話：051-753-4166

(ニ) 釜山日本人会

釜山広域市中区中央大路21 釜山 MANSION BLDG305号

電話：051-246-3328

FAX：051-246-3329

HP：<http://www.pusanjc82.com/pja/>

(ホ) 外務省領事局海外邦人安全課

電話：03-3580-3311 (代表)



釜山広域市内略図



緊急事態に備えての備蓄物品チェックリスト

1. 貴重品等

- (1) パスポート、外国人登録証、その他各種証明書（日本の運転免許書等）  
パスポートは、有効期限を確認するとともに、「所持人記載欄」は必ず記入しておいて下さい。また、下段に血液型も記入しておいて下さい。
- (2) 現金（ウォン、円、ドル）
- (3) その他（預金通帳、写真（複数枚等））

2. 自宅待機用の備蓄品

- 非常用食料、飲料水、医薬品、燃料等

3. 退避用携行品

次の携行品を準備し、直ぐに持ち出せるようにしておいて下さい。

- (1) 最低限必要な物
  - 食料（軽量、高カロリー、調理不要のものが：10日分程度）
  - 水筒又は携帯濾過器
  - Emergency Blanket 又は毛布（寝袋）、リュックサック類、雨具
- (2) その他
  - 着替え（全天候用の防寒着、吸湿性に富んだもの）、運動靴、帽子等
  - トイレットペーパー、石鹸、タオル、洗面具等
  - 服用中の薬（処方箋含む）、応急用医薬品：10日分程度
  - 乳幼児用食料・おむつ等：3日分程度
  - 電池で使用できるラジオ（短波・FM放送受信できるもの）、懐中電灯、時計、ライター、手袋等の暖房具、予備電池

4. 自動車

自動車をお持ちの方は、常に良好な状態を保つよう整備し、ガソリンを満タンにしておくよう心掛けましょう。また、車内には地図、懐中電灯等を備えておきましょう。

ただし、状況によっては、自動車による避難が禁止される、または不可能となる場合があります。

## 渡航情報とは

渡航情報は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要な場合に発出される情報で、最新の現地治安情勢と安全対策の目安を示す「危険情報」と、限定された期間、場所、事項について安全対策の観点から速報的に発出する「スポット情報」からなります。

## ● 「十分注意して下さい」

その国・地域への渡航、滞りに当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けていただくよう、おすすめるものです。

## ● 「渡航の是非を検討して下さい」

その国・地域への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行っていたき、渡航される場合には、十分な安全措置を講じることをおすすめるものです。

## ● 「渡航の延期をおすすめます」

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ延期されるようおすすめるものです。また、場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性の検討や準備を促すメッセージを含むことがあります。

## ● 「退避を勧告します。渡航は延期してください 」

その国・地域に滞在している全ての日本人の方々に対して、滞在地から、安全な国・地域への退避（日本への帰国も含む）を勧告するものです。この状況では、当然のことながら新たな渡航は延期することが望まれます。

非常時国民行動要領  
(知れば知るほどさらに安全)

韓国行政安全部  
2013. 4. 11 発表

1. 非常事態発生時行動要領

非常事態が発生したら  
民防空警報時行動要領

2. 人命・施設被害時行動要領

大型建物破壊及び火災時行動要領  
断電・断水・ガス供給中断時行動要領  
地下鉄被害時行動要領  
人命救助と施設退避応急復旧要領

3. 化生放（NBC：化学、生物学、放射能）攻撃時行動要領

化学兵器の特性及び攻撃時行動要領  
生物学兵器の特性及び攻撃時行動要領  
核・放射能兵器の特性及び攻撃時行動要領

4. 非常事態に備えた物資及び使用要領

家庭内の平時における非常事態に備えた物資の準備要領  
NBCに備えた物資の種類と使用要領  
非常時の申告要領  
負傷者応急措置要領  
消火器・消火栓使用要領

## 1. 非常事態発生時行動要領

### (1) 非常事態が発生したら

#### 政府

- 敵の攻撃が予想されたり、始まると国家非常事態を宣布し、民・官・軍が総力をあげて対応します。
- 国家動員令を宣布し、兵力・人力・物資・装備等を動員し、軍の戦争遂行を支援します。
- 有事の際、国民生活安定のため、基本的な生活必需品を指定し、流通を統制し、必要の際には配給制を実施します。

#### 国民は以下のとおり行動します。

→直ちに帰宅し、動員対象企業の職員は職場に行きます。

- 戦争遂行のための車両を除いては全ての自動車の運行が制限されるため、公共交通手段を利用します。
- 通話が急増することで通信網が麻痺しないように、不必要な電話の使用を自制します。
- 断電・断水に備え、ろうそくや懐中電灯を準備し、浴槽や大きな容器に水を溜め大切に使うてはいけません。
- 家の外に出ず、TV・ラジオ・民防衛放送を聞き続け、政府の案内を信じて従わなくてはいけません。

→国家動員令が宣布されたら、動員対象人員、装備は指定された集合場所に応召します。

- \* 平時に通報を受けた任務告知書や動員令状は、紛失しないよう保管しなければなりません。
- 動員に応じる前、家族にその事実（日時、場所）を知らせ、本人がいなくても家族が現状をしっかりと克服できるように非常用物資及び待避場所等を熟知していなくてはいけません。
- 集結場所に到着後、動員関係者に申告し、統制に従って行動し、任意に集結場所から離脱してはいけません。
- 装備が動員対象である場合には、正常稼働に必要な修理付属品等を準備し動員に応じなくてはいけません。
- 動員に応じた後、該当部隊の統制に従って任務遂行に必要な所定の教育を受け移動したり、任務遂行の準備をします。

## 動員対象支援及び任務

区分	対象	任務
兵力支援	・ 動員予備軍として指定された者	・ 戦時、戦闘遂行
人的支援	・ 重点管理指定企業に従事する者 ・ 重点管理対象として指定された技術人員	・ 動員指定業者戦時任務遂行 ・ 戦時後方作戦支援
物資	・ 食品、油類、工産品、医薬品、自動車、建設機械、情報通信装備等	・ 戦時軍事作戦及び国民生活安定のための物資支援
業者	・ 防産品、工産品生産・修理、医療・製薬、輸送・建設業者等	・ 戦時軍事作戦及び国民生活安定のための物資生産、緊急復旧等の支援

→生活必需品を買い占めることはせず、政府の配給制実施に協力します。

\* 非常時に備え、平常時に非常用物資（30日）を準備しておかなくてはなりません。

・生活必需品（10品目）

米、精麦、豆、小麦粉、ラーメン、塩、油類（暖房用/炊事用）、ガス缶、乾電池、ロウソク

・配給制品目（5品目）

米、ラーメン、油類（暖房用/炊事用）、ガス缶、塩

→敵の嘘の宣伝や流言飛語に惑わされず、怪しい人・物は直ちに申告します。

○ 申告すべき対象

- ・ 敵軍、武装共匪、スパイ、スパイ船舶、挙動不審者
- ・ 不発弾、地雷といった爆発物
- ・ 不穏な宣伝物、不穏な文書
- ・ 空中から落下してくる者、煙幕を撒く怪しい飛行機
- ・ 国家の重要施設を写真撮影したり破壊しようとする者
- ・ その他国家安保を害する者及び各種被害発生状況

○ 申告先

国家情報院（111）、警察（112, 113）、近くの軍部隊及び官公署

## （2）民防空警報発令時行動要領

### 政府

民防空警報は、敵の航空機やミサイル等による攻撃が予想されたり、攻撃中にその事実を国民に速やかに伝えるもので、政府では全国的な民防空警報体制を作り準備しています。

○ 「警戒警報」

敵の攻撃が予想される時に発令

—サイレンで1分間平坦音（— — —）を鳴らし、  
—ラジオ・TV・拡声器等で警報放送を行います。

○ 「空襲警報」

敵の攻撃が切迫したり行われている時に発令

—サイレンで3分間波状音（～ ～ ～）を鳴らし、  
—ラジオ・TV・拡声器等で警報放送を行います。

○ 「NBC警報」

敵のNBC攻撃があつたり予想される時

—ラジオ・TV・拡声器等で警報放送を行います。

○ 「警報解除」

敵の攻撃直後及び追加攻撃が予想されない時に発令

—ラジオ・TV・拡声器等で警報放送を行います。

国民は以下のとおり行動します。

→警戒警報が鳴れば・・・

- 直ちにTV、ラジオ放送を聞き、政府の案内に従わなければなりません。
- 夜は電気を消し、光が外に漏れないように遮断しなければなりません。
- 子供と老弱者を前もって待避させ、平時準備しておいた非常物資は待避所に移さなければいけません。
- 火災の危険性のある石油とガス筒は安全な場所に移し、外部のガスバルブを閉めて電熱器のコードを抜かなくてははいけません。
- NBC攻撃に備え、防毒マスク等、個人保護装備品を点検し、飲食物と雨水等は蓋やビニールで覆っておかなくてははいけません。
- 映画館、運動場、飲食店等の人が大勢集まる場所は営業を中断し、客には待避の準備をするよう促さなければいけません。

→空襲警報が鳴ったら・・・

- 地下待避所等、安全な場所へ速やかに待避します。高層の建物では地下室又は下層階へ速やかに待避しなくてははいけません。
- NBC攻撃に備えた防毒マスク等の個人保護装備品と簡単な生活必需品・物資等を持って待避しなくてははいけません。
- 運行中の車両は、近くの空き地や道路右側に止めて、乗客を全員下車させ安全な場所へ待避させなければいけません。
- 待避した後でも、引き続き放送を聞き、政府の案内に従って行動しなければいけません。

→NBC警報が鳴れば・・・

- 防毒マスク・防護服を着用したり、タオル等で鼻と口を塞ぎ、ビニールや雨具で体を保護しなくてはなりません。
- 時間的に余裕があれば、飲食物はプラスチック容器やビニールでしっかり包装しておき、井戸や甕はビニールや蓋で塞いでおかななくてはなりません。
- 化学攻撃がある時は、高地帯や高層建物の上層部に速やかに待避し、室内に待避する際は門をしっかり閉め、外部の汚染空気が入るのを防がなくてはなりません。
- 生物兵器による攻撃がある時は、衛生面に気を付け害虫に刺されないようにし、お湯と清潔な飲食物だけを摂取します。
- 核兵器による攻撃がある時は、地下待避所に速やかに待避し、待避できなかった場合には核爆発と反対方向にうつ伏せになり、目と耳を塞いで核の爆風が完全に止んだ後に起きあがります。
- 可能な限り室内に留まり、政府の案内に従って化学兵器/生物兵器/放射能の汚染地域から速やかに抜け出さなくてはなりません。
- NBC攻撃を受けた地域は、攻撃直後にもその一帯が長い間汚染され危険です。したがって、政府の案内がある時まで保護用装備品を着用し及び保護措置を継続維持します。

## 2. 人命・施設被害時行動要領

### (1) 大型建物破壊及び火災時行動要領

砲弾、ミサイル等の攻撃を受け、大型建物が破壊すると、大勢の人が極度の混乱と恐怖心で判断力が揺らぎ、被害がさらに広がることがあります。そのような時であるほど、最大限落ちて行動することで被害を最小化することができます。

**国民は以下のとおり行動します。**

→落ちて速やかに現場から待避します。

- ① 非常口確認（一番近い非常口を探し秩序を持って移動）
- ② 非常階段を利用して待避（エレベーターに乗るのは非常に危険）
- ③ 事故の危険に留意（煉瓦・ガラス等、建築物の破片物に注意）
- ④ 建物の外に待避（建物崩壊に備え、建物の高さの2倍以上の距離に待避）

#### \* エレベーターを利用した待避の問題点

- 一定時間エレベーターの扉の前で待たなければならない場合、火災や煙にさらされる憂慮。
- エレベーターが火災階に自動的に止まり扉が開けば火災と煙にさらされる。
- 大勢の人がエレベーターに押し寄せる場合に正常の運行が不可能。



- 事故による停電でエレベーターが停止し閉じこめられるおそれがある。
- 消火栓ホースやスプリンクラーの水がエレベーターの電源や配線をショートさせ故障を誘発。

→火災が発生すれば・・・

- 口と鼻を塞ぎ這ったり低姿勢で待避します。
- 出入口のノブが熱ければ扉の外に火が迫っているため他の通路から待避します。
- 服に火が付いたら両手で目と口を塞ぎ床に転がり火を消さなくてはなりません。

→建物の残骸に塞がれたら落ち着いて対応します。

- 無理に抜けだそうとせずにできるだけ楽な姿勢を維持します。
- 懐中電灯や光を当てたりパイプ等をたたき救助要請をします。
- 漏出ガスによる爆発の危険性があるのでマッチ、ライター等を使用してはいけません。
- できるだけ携帯電話、無線機等の発信音を周期的に送らなければなりません。

## (2) 断電・断水・ガス供給中断時行動要領

→断電時行動要領

### 政府

- 政府は非常時にも電力を正常に供給するものの、不必要な所への電力供給を制限します。
- 断電に備え病院、産業施設のような主要施設及びアパート団地には非常自家発電機が設置されています。

国民は以下のとおり行動します。

- 各家庭では携帯用電灯又はロウソク、ライター又はマッチ、乾電池等を前もって準備しておき、不必要な電力消費を自制しなくてはなりません。
- 非常自家発電機は、平時に定期点検を行い、燃料を満タンにしておき常に稼働が可能なように万全の準備をしておかなければなりません。

→断水時行動要領

### 政府

- 政府は非常時に制限供給を実施します。
- 共同住宅団地には、揚水施設や貯水池施設が設置されており、地域別に民防衛非常給水施設が設置されています。
- 部分断水の際には給水車両又は飲み水供給業者を動員し、飲み水を給水します。

国民は以下のとおり行動します。

- 各家庭では水タンク、浴槽、バケツ等に水を十分に貯めておき最大限大切に使わなくてはなりません。

→ガス供給中断時行動要領

**政府**

- 政府は非常時にも都市ガスを安定的に供給できるように緊急復旧計画等を立てています。
- しかしガス施設被害等でガス供給が中断された地域については、炊事及び暖房のための油類と炊事用ガス缶等の配給を行います。

**国民は以下のとおり行動します。**

- 平時、各家庭では携帯用ガスレンジとガス缶等を準備しておき、最大限大切に使わなくてはなりません。

(3) 地下鉄被害時行動要領

客室内安全装置の設置位置は、地域・地下鉄の号線によって違うので、平時によく利用する地下鉄の安全装置の位置を確認し使用方法を熟知しておかなくてはなりません。

→地下鉄客室内で被害が発生したら・・・

- (イ) 非常インターフォンで事故内容を機関士に知らせる。
- (ロ) 火災発生時、消火器で早期鎮火をした後
- (ハ) 出入口側の非常ハンドルを手動で開き脱出。

→地下鉄乗り場で被害が発生したら・・・

- (イ) 非常電話で駅員室又は司令室に知らせる。
- (ロ) 非常照明灯を利用し視野を確保した後
- (ハ) 非常誘導灯に従って地上に待避。

→地上脱出が不可能な場合、地下トンネルを利用します。

- 駅と駅の間又は乗り場の火災で地上への待避が不可能な時には—乗り場に配置された非常ハシゴを利用しトンネルに下りた後—列車進行方向の線路に沿って次の駅に移動待避。

(4) 人命救助と施設待避応急復旧支援

→人命被害が発生したら・・・

- 周辺にいる住民は緊急人命救助活動に積極的に参加し、応急措置への基本的な知識のある国民であれば、自分の家族の事だと思って自発的に参加しましょう。

**国民は以下のとおり行動します。**

- 各家庭と職場にある救助装備と救急薬を使い人命救助活動に協力しなくてはなりません。
- 負傷者、老弱者等、負傷や危険程度によって優先順位を決め、落ち着いて救助します。

- 大量に人命被害が発生すれば、自発的に献血をします。
- NBC攻撃で汚染した患者は
  - 専門家の指示に従い汚染地域の外に速やか移した後
  - 服を脱がせ汚染した皮膚を石鹼水ですすいだ後、呼吸が楽にできるようにしなくてはなりません。

→施設被害が発生すれば・・・

- 消防署・警察署・市・郡・区庁等に速やかに申告し復旧活動に参加しなくてはなりません。

国民は以下のとおり行動します。

- 被害現場への車両と住民の接近を統制し、燃えやすいものや爆発しやすい危険物等をまず除去します。
  - 不発弾、爆発物除去等、特殊技術や装備が必要な場合には軍部隊等の関係機関に申告して措置。
- 各自が持っている消火器や物資を使い応急復旧作業を急ぎ、被害を最小限に抑えなくてはなりません。
- NBC攻撃で汚染した施設と装備は、石鹼水や洗剤を使ってきれいに洗わなくてはなりません。

### 3. NBC攻撃時行動要領

#### (1) 化学兵器の特性及び攻撃時行動要領

→化学兵器の特性

\* 数秒内に反応するので速やかに対応しなくてはなりません。

- 呼吸困難、吐き気、皮膚発疹、鳥が落ちてきたり魚が死ねば化学兵器攻撃であると疑わなければなりません。
- 液体、ガス等、多様な形態の毒性を持った化学物質が呼吸器又は目、皮膚を通じ体内に吸収されます。
- 化学兵器汚染時、呼吸困難、筋肉痙攣、皮膚火傷、肺炎等を誘発し、汚染したらすぐに措置をしなければ深刻な被害を負うことになります。

国民は以下のとおり行動します。

→防毒マスク又は濡れタオル、マスク等で口と鼻を塞ぎビニール等を利用し皮膚が露出しないようにします。

→地形、風向きを考慮し速やかに待避します。

- 化学ガスは空気より重い→建物上層部や高地帯に待避し、
- 汚染地域の位置と風向きによって
  - 自分のいる場所から汚染地域に風が吹く時には→風が吹いてくる方に
  - 汚染地域から自分のいる場所に風が吹く時には→左/右側の方向に待避

→室内待避の際、外部空気が入ってこないように措置します。

- 出入口と窓を閉じ、濡れタオル、新聞紙、接着テープで密閉し、
- エアコン、換風機、空気清浄機は
  - 作動を中断させ
  - 外部とつながった機器周辺をラップ、接着テープで密封します。

→汚染物質は速やかに取り除きます。

- 流水で15分以上洗った後、病院で専門的な治療を受けなくてはなりません。
- 汚染した服をプラスチック容器やビニール等に密封処理することで追加汚染を防ぐことができます。

## (2) 生物学兵器の特性及び攻撃時行動要領

→生物学兵器の特性

- 生物学兵器は、攻撃発生事実を感知し病原体を突き止め、治療法を探し出すのに長い時間を要します。
- よく似た症状の急性患者が大規模発生、地域・季節に合わない疾病発生、明らかな原因もなく動物・家畜が集団死したら、生物化学兵器による攻撃を疑わなくてはなりません。

### 生物学兵器の病原体

炭疽菌	—感染後、6日後に激しい咳・呼吸困難・筋肉麻痺等の症状が出てくる。 —ひどくなれば2日以内に死亡。
ペスト	—感染後、1～6日後に高熱・呼吸困難・頭痛等の症状が出てくる。 —ひどくなれば2～4日後に死亡。
天然痘	—感染後2～3日後に体中に腫れ物・高熱・疲労等の症状が出てくる。 —ひどくなれば2週間以内に感染患者の30%が死亡。
ウィルス性出血熱	—感染後、高熱・筋肉痛・下痢・胸の痛み・出血等の症状が出てくる。

	—ひどくなれば一週間後に感染患者の90%が死亡。
ボツリヌス	—感染後1～3日後、呼吸困難・筋肉麻痺等の症状が出てくる。 —ひどくなれば1日以内に死亡。

国民は以下のとおり行動します。

→怪しい物質及び汚染患者とは絶対に接触してはいけません。

- 怪しい物質、汚染患者には接近・接触してはいけず、
- マスクやハンカチ等で常に鼻と口を保護した後に待避し、
- 待避後、安全地域で予防接種及び専門的な治療を受けなくてはいけません。

→個人及び周辺の衛生管理を徹底します。

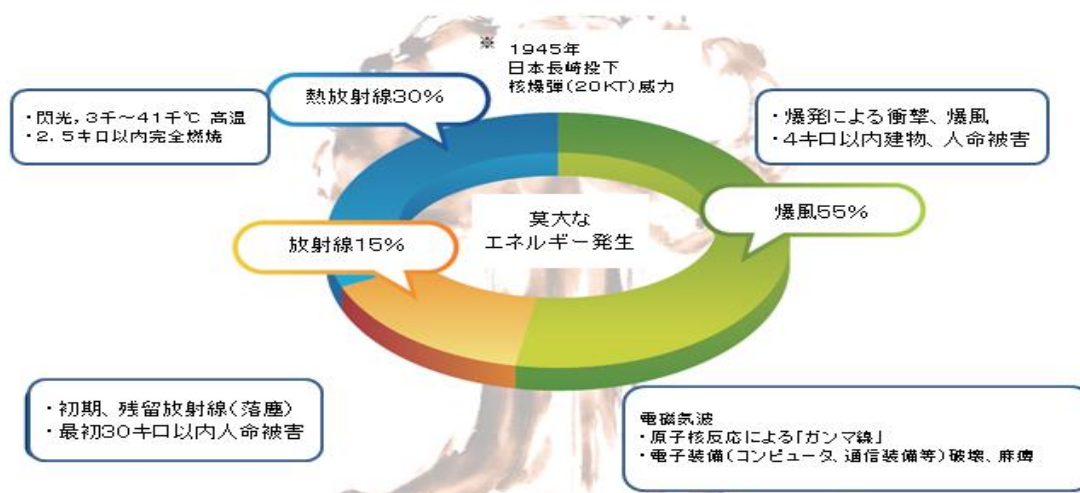
- 飲食物は15分以上調理して摂取し、体と家の中を常に清潔にし、寝具類はよく日光消毒しなくてはいけません。
- 家畜やペットによる伝染の可能性も多いので、常に汚染しているかを確認すること及び管理を徹底しなくてはいけません。
- 放送、保健官署、民防衛隊長の案内に従って追加感染を予防します。

→炭疽菌汚染等、怪しい郵便物を受け取った時

- 郵便物を開封せず隔離した所に保管した後、保健所、行政機関に速やかに申告します。
- 周辺の人への人的事項を記録し、関係者に伝え、速やかに他の部屋に隔離させなくてはいけません。
- 怪しい粉末がこぼれ出たら、服やビニール等で塞ぎ粉末が拡散することを防止します。

#### (4) 核・放射能兵器の特性及び攻撃時行動要領

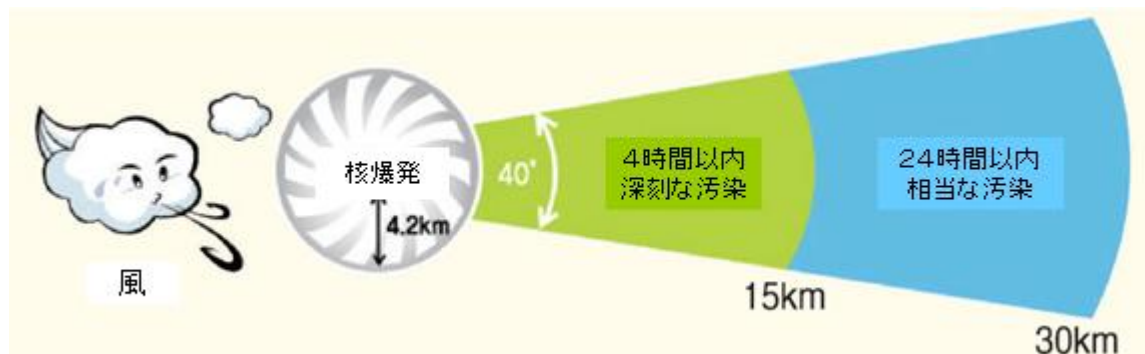
→核兵器爆発の際の威力



→放射能落塵の被害範囲

○ 落塵による残留放射線

\* 落塵：核爆発により漏出した放射能物質が埃、雪、雨に混ざって降ってくるもの。



国民は以下のとおり行動します。

→核攻撃前には地下待避施設に待避します。

- 地下鉄、トンネル、建物地下、洞窟等、地下待避施設に速やかに待避します。
- 時間的余裕がなければ、排水路、溝、渓谷等の周辺施設を利用し待避します。
- 待避時には防毒マスク、カップ等を準備し、政府案内放送を聞き続けます。

→核攻撃中には最大限速やかに体を隠します。

爆発閃光を感じたら

- ① すぐに溝等の隠蔽物を利用
- ② 核爆発の反対方向にうつ伏せになり
- ① 両手で目・耳を防ぎ口は開き
- ④ お腹を床につけてはいけません。

→放射能に対する体の露出を最小化します。

- 汚染場所から遠い程、体の露出時間が少ないほど安全であり、鉛・コンクリートの壁等で建てられた建物内に待避します。

→核攻撃後には放射能落塵を最大限避けます。

- 政府の案内に従って時間的余裕があれば落塵地域から待避します。
- 余裕がなければ最大限地下深くに待避し、
- カップや傘で体を保護します。

#### 4. 非常事態に備えた物資及び使用要領

(1) 家庭内の平時における非常事態に備えた物資の準備要領

一般的な非常事態に備えた物品

- 非常用生活必需品
  - (イ) 食料：できるだけ調理と保管が簡単な米、ラーメン、小麦粉等（30日分）
  - (ロ) 炊事道具：食器（コップル）、バーナー及びガス缶（15個以上）
  - (ハ) 寝具及び衣類：毛布、下着等
- (二) ラジオ（バッテリーを含む）、リュックサック、懐中電灯、ロウソク、マッチ等
- 家庭用非常薬品
  - (イ) 医薬品：消毒剤、解熱鎮痛剤、消化剤、下痢止め、火傷軟膏、止血剤、消炎剤等
  - (ロ) 医薬外品：ピンセット、ハサミ、包帯、脱脂綿、絆創膏、三角巾等
- NBC戦に備えた物品
  - (イ) 防毒マスク又は手ぬぐい、マスク
  - (ロ) 防護服又はビニール服、雨着
  - (ハ) 防毒長靴と手袋又はゴム長靴と手袋
  - (ニ) 解毒剤、皮膚除毒剤又は石鹼、合成洗剤
  - (ホ) 十分な接着テープ（窓枠、扉のすきまの密閉用）

国民は以下のとおり行動します。

- 飲食物はできるだけ調理が不必要で缶詰になっている食品を選び、定期的に賞味期間を確認し交換しなくてはなりません。
- ラジオのバッテリーは十分に準備しておかなくてはなりません。
- 一人当たり最小限1着ずつ分厚い服と丈夫な靴を準備しておきます。
- 医薬品は家族構成員の特性を考慮
  - 子供や老弱者に合った薬品を追加的に準備し
  - 患者がいれば最新の処方箋及び医薬品を準備します。
- 待避時には保険証書、契約書、パスポート等重要書類も一緒に持って出なくてはなりません。
- NBC戦に備えた物品を準備するか、家庭で簡単に購入できる代替物品を活用します。

## (2) NBC戦に備えた物資の種類と使用要領

### 一般防毒マスク着用要領

- 戦争用毒性化学ガスから顔と呼吸器を保護するための防毒マスク。
- 浄化筒有効期間は5年。使用済みのものや防湿包装を開封した浄化筒は再使用不可。
  - (イ) 浄化筒保管箱から包装紙を取り除き防毒マスクに付ける。
  - (ロ) 使う前に息を大きく吸った後、眼鏡のレンズが前にくるように着用。
  - (ハ) 前面部のゴムの部分が鼻と口、顎に合うように密着。
  - (ニ) 頭のひもを調節。

- (ホ) 息を吐き浄化筒外側の穴を塞ぎ、息を吸いながら空気が漏れていないか点検。
- (ヘ) 着用後、速やかに安全な所に待避。

#### 国民防毒マスク適用要領

- 戦争用毒性化学ガス汚染地域及び火災現場から安全に待避する際の防毒マスク。
- 浄化筒有効期間は5年、一度使用したり防湿包装を開封した浄化筒は再使用が不可（火災待避用/戦争ガス用浄化筒を区分して包装）。
  - (イ) 携帯小袋から防湿包装材を取り出す。
  - (ロ) 防湿包装を開封し防毒マスクを取り出す（NBC警報が鳴った際には戦争ガス浄化筒に交換）。
  - (ハ) レンズを下側に向ける。
  - (ニ) 安全に着用する。
  - (ホ) 頭の紐を調整する。
  - (ヘ) 息を吐いた後、浄化筒の表側の穴を塞ぎ息を吸いながら空気が漏れていないかを点検。

#### NBC保護装備がない場合簡単に代替できる物資の活用方法

基本装備	代替装備物資	活用方法
防毒マスク	ハンカチ	・ハンカチを水に濡らし鼻と口を塞ぎ呼吸器を保護
	ビニール袋	・ビニール袋をかぶり腰で結び外部の空気流入を遮断（ビニール袋内の残った酸素を考慮して移動）
	マスク ティッシュ	・マスクを着用したりティッシュ等を何重か重ね水に濡らし鼻、口を塞ぎ応急措置
保護衣 保護頭巾	ビニール雨着 防水衣類等	・雨具を頭までかぶりベルトで腰をきつく結び外部の汚染空気の流入遮断
防毒手袋・長靴	ゴム用品	・ゴム手袋・長靴を着用し皮膚の露出を防止

#### (3) 非常時申告要領

##### スパイ・安保危害者発見時

- 国家情報院（111）、警察署（112、113）、近くの軍部隊及び官公署に申告します。
- 申告すべき対象
  - 敵軍、武装共匪、スパイ、スパイ船舶、挙動不審者
  - 不発弾、地雷等の爆発物
  - 不穏な宣伝物、不穏な文書
  - 空中から落下してくる者、煙幕を撒く怪しい飛行機



- 国家の重要施設を写真撮影したり破壊しようとする者
- その他国家安保を害する者及び各種被害発生状況

#### 爆発物攻撃（テロ）及び脅迫電話を受けた時

- 国家情報院（111）、警察署（112, 113）、消防署（119）に申告します。
- このようなとき、爆発物攻撃（テロ）であると疑う
- 体格に比べお腹が過度に出ていたり、季節に合わない分厚い上着を着ている者
- 空港、百貨店等、人が多く集まる所で
  - ・ オートバイ、車両等を止め、急に立ち去る者
  - ・ 鞆や袋を置き急に立ち去る者
- 体積に比べ重かったり異常な臭いのする郵便物
- 国家の重要施設を写真撮影したり破壊しようとする者
- その他国家安保を害する者及び各種被害発生状況

#### 応急患者が発生すれば

- 消防署（119）、応急医療センター（1339）に申告します。
- 応急救助要請方法
- 申告現場及び負傷者の位置を正確に知らせ
- 現在の負傷者の状態と申告した本人の連絡先等を知らせ
- いかなる事故が発生したのか具体的に説明し
- 救助要員が現場を速やかに探せるように案内

#### （４）負傷者応急措置要領

最初に目撃者の早期申告及び対処要領は貴重な命を助けるための重要な要素です。

負傷者や患者を発見したら安全を確認した後、近くに行き意識を確認します。

→意識のない患者の措置

- 顎が空を向くように気道（息）を維持。
- 息をしているのか確認。
- 心臓が動いているのか確認。

→意識のある患者の処置

- 楽な姿勢をとるようにする。
- 毛布、服を使い暖かくする。
- 飲料水を飲ませてはならない。

## 状況別応急処置要領（人工呼吸）

### ○人工呼吸とは？

呼吸が停止した患者に強制的に空気を吹き入れ酸素供給を維持させること。

（イ）口の中の異物を取り除き、舌が巻いた状態であればそれを正常に広げる。

（ロ）一方の手を首の下に添え、頭を後ろに反らし気道を開き、もう一方の手で鼻の穴を塞ぐ。

（ハ）最初の1回はゆっくり吹き入れ気道が開いた状態を再確認した後、続けて3回早く吹き入れる。

（ニ）口を重ね胸がふくれあがるように空気を吹き入れること。

（ホ）老人は5秒に1回、子供は3秒に1回の間隔で空気を吹き入れる。

## 状況別応急処置要領（心肺蘇生術）

### ○心肺蘇生術とは？

呼吸と心臓が停止した患者に人工呼吸と胸部圧迫を通じて生命を維持させること。

（イ）胸の中央から若干下部（胸骨の下側）に片手の手のひらを置き、その上にもう一方の手を合わせる。

（ロ）爪が胸にあたらぬよう注意しながら胸骨を下に4—5cm程度押す程度の強度で圧迫。

（ハ）圧迫する際には両腕をのばした状態で体重をかけ、患者の体に垂直になるように押す。

（ニ）圧迫する際には「いち」「に」「さん」・・・「にじゅう」と数えながら行い、30回の圧迫が終われば2回の人工呼吸を行う。

（ホ）胸の圧迫は1分当たり100回のスピードで行う。

### （4）消火器・消火栓使用要領

#### ○消火器使用要領

（イ）消火器の安全ピンを抜く。（このときは、上のレバーだけをつかむ）

（ロ）風を背にして3～5m前方でホースを火の方に向ける。

（ハ）レバーを思いっきり握り締め炎の両側へ均等に薬剤を放射する。

#### ○消火器使用時留意事項

（イ）あまりに近づきすぎてやけどを負わないよう注意する。

（ロ）地下の空間や窓がないところで使用すると窒息の恐れがある。

（ハ）放射されたガスは吸わずにすぐに換気する。

#### ○消火栓使用要領

（イ）消火栓函を開きホースを引き出し火の出たところまでねじれないように広げる。

（ロ）消火栓バルブを左側方向に徐々に回し開放する。

（ハ）ホースの末端部分を両手でしっかりと持ち火の出たところに向かって火を消す。

別表

全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会加盟 17 社  
クレジットカード紛失・盗難時の緊急連絡先一覧

(平成25年1月1日現在)

1. お問い合わせは、年中無休で24時間、受付けております。
2. ご連絡方法は、ご滞在国・地域の国際電話のオペレータに接続した後、「コレクトコール」にて下記のカード会社にご連絡ください。なお、一部「コレクトコール」をご利用いただけない国・地域もございます。

※ JCBカードでは、お近くに「JCBプラザ」がある場合には、お手続きの上、緊急再発行いたします。  
ただし、一部対象とならないカードもございます。

カード会社名		日本への連絡先 (国番号-市外局番-市内番号)	
ロゴマーク	URLアドレス	窓口名称	連絡先
	株式会社アプラス <a href="http://www.aplus.co.jp/">http://www.aplus.co.jp/</a>	東京緊急エマージェンシーライン	81-3-3865-4751
	アメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc. <a href="http://www.americanexpress.co.jp/">http://www.americanexpress.co.jp/</a>	グローバル・ホットライン	00798-651-7032
	イオンクレジットサービス株式会社 <a href="http://www.aeon.co.jp/sp_aeoncard/">http://www.aeon.co.jp/sp_aeoncard/</a>	(海外で紛失・盗難された際のご連絡先)	00798-81-1-0687
	株式会社オリエントコーポレーション <a href="http://www.orico.co.jp">http://www.orico.co.jp</a>	紛失・盗難受付ダイヤル	81-11-290-3362
	株式会社クレディセゾン <a href="http://www.saisoncard.co.jp/">http://www.saisoncard.co.jp/</a>	(海外で紛失・盗難された際のご連絡先)	00798-81-1-6467
	株式会社札幌北洋カード <a href="http://www.sapporohokuyocard.co.jp/">http://www.sapporohokuyocard.co.jp/</a>	(JCBカード) JCB紛失盗難受付デスク (MUFJカード) 海外盗難・紛失専用オートコレクトコール (DCカード) DC ホットライン 24(オートコレクトコール)	001-800-0090009 001-800-02491468 001-800-37701818
	株式会社ジェーシービー <a href="http://www.jcb.co.jp">http://www.jcb.co.jp</a>	JCB紛失盗難受付デスク	001-800-0090009
	シティカードジャパン株式会社(ダイナースクラブ) <a href="http://www.diners.co.jp/index.html">http://www.diners.co.jp/index.html</a>	ダイナースクラブ コールセンター	81-45-523-1196
	株式会社ジャックス <a href="http://www.jaccs.co.jp/index.html">http://www.jaccs.co.jp/index.html</a>	ジャックス オーソリ・セキュリティセンター	81-3-5447-3054

  	株式会社セディナ <a href="http://www.cedyna.co.jp/">http://www.cedyna.co.jp/</a>	セディナカード・OMCカード海外紛失・盗難専用ダイヤル	00798-81-1-0660
		Cedyna CF Card ・POLA ゆりの会 21 カード	81-3-5472-9751
	トヨタファイナンス株式会社 <a href="http://ts3card.com/">http://ts3card.com/</a>	海外紛失・盗難受付デスク	001-800-22392822
 ポケットカード	ポケットカード株式会社 <a href="http://www.pocketcard.co.jp">http://www.pocketcard.co.jp</a>	(海外で紛失・盗難された際のご連絡先)	81-6-7732-7878
	三井住友カード株式会社 <a href="http://www.smbc-card.com/">http://www.smbc-card.com/</a>	カード紛失・盗難受付デスク(海外)	001-800-12121212
	三菱 UFJ ニコス株式会社 <a href="http://mufgcard.com/">http://mufgcard.com/</a>	(MUFGカード) 海外盗難・紛失専用オートコレクトコール	001-800-02491468
	<a href="http://www.dccard.co.jp/">http://www.dccard.co.jp/</a>	(DCカード) DC ホットライン 24(オートコレクトコール)	001-800-37701818
	<a href="http://ufjcard.com/index.html">http://ufjcard.com/index.html</a>	(UFJカード) 海外盗難・紛失専用オートコレクトコール	001-800-02491468
	<a href="http://www.nicos.co.jp/index.html">http://www.nicos.co.jp/index.html</a>	(ニコスカード) NICOS 盗難紛失受付センター	001-800-860860-99
	ユーシーカード株式会社 <a href="http://www.uccard.co.jp/">http://www.uccard.co.jp/</a>	UCなくしてもホットライン	001-800-80058005
	ライフカード株式会社 <a href="http://www.lifecard.co.jp">http://www.lifecard.co.jp</a>	エマージェンシーライン	81-3-3431-1037
	楽天カード株式会社 RakutenCard Co., Ltd. <a href="http://www.rakuten-card.co.jp/">http://www.rakuten-card.co.jp/</a>	(海外で紛失・盗難された際のご連絡先)	81-92-474-9256

- ※ 一部の国からは携帯電話や公衆電話からは有料またはご利用いただけない場合がございます。
- ※ ホテルの客室から国際電話をかける場合は手数料などがかかる場合がございます。
- ※ 電話番号、受付時間は変更される場合がございますので予めご了承ください。最新情報は各社のホームページでご確認ください。